

平成 30 年度

小松市定住促進支援制度

よ 「ようこそ小松」定住促進奨励金

小松市外から小松市内に転入する方で、住宅を建設または取得する場合に、費用の一部を助成

- 新築・増築 **50万円**
- 購入 **30万円**

<条件の一部>

1. 小松市外から市内への転入者であること。(申請者 or 配偶者)
2. 小松市外での居住が3年以上であること。
3. 申請時点で市外にお住まいの方または市内転入後1年未満の方が対象。

3 3世代家族住宅建築奨励金

小松市内で住宅を建設または取得し、3世代で同居または近居する場合に、費用の一部を助成

- 新築・増築・購入 **20万円**

3世代住まいの推進

<条件の一部>

1. 3世代が同居または概ね50m以内で近居していること。

ま まちなか住宅建築奨励金

まちなか指定区域で、住宅を取得する場合に、費用の一部を助成

- 購入 **30万円**
- ・若者世帯加算 **5万円**
- ・市内業者加算 **10万円**

<条件の一部>

1. 若者世帯加算：45歳までの世帯
2. 市内業者加算：小松市内不動産業者利用

飛行場周辺地区居住環境整備助成金

航空機騒音区域で、騒音緩和を配慮した住宅を建設する場合に、費用の一部を助成

①新築

- ・うるささ指数85W以上 **100万円**
- ・うるささ指数80W以上85W未満 **50万円**
- ・うるささ指数75W以上80W未満 **20万円**

※市外業者の場合、①は半額となります。

- ②市外居住加算 **50万円**
- ③3世代加算 **20万円**
- ④若者世帯加算 **5万円**

※②が対象となる場合、①と②の金額を比較して低い方が半額となります。
 ※④はまちなか指定区域内のみ対象。
 ※③と④は併用できません。

<条件の一部>

1. 遮音性能があるサッシを使用すること。(居室のみ、遮音性能 T-1 < 透過損失等級 2 > 以上)
2. 防衛省の住宅防音工事の助成を受けていないこと。
3. ②、③、④の加算は左記奨励金の条件を準用。

<共通条件>

1. 自分が住む家であること。
2. 住戸専用面積が75㎡以上であること。
3. 増築の場合、増築部分の住戸専用面積が75㎡以上であること。
4. その他、制限及び条件についてはお問い合わせください。

<併用パターン>

- ① + ③ + ④
- ① + ③
- ① + ④
- ③ + ④
- ③ + ④

住

住まいる小松奨励金

(事業者向け)
すでに宅地化された土地を再開発する民間事業者に助成

1区画あたり 10万円
(限度額100万円)

<条件の一部>

1. 市街化区域であること
2. 3区画以上で、開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること。
3. 造成工事着手前であること。

(購入者向け)
分譲宅地を購入して、住宅を建設する場合に、費用の一部を助成

●新築 **10万円**

<条件の一部>

1. 3区画以上で、H21.9.1以降に開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること。
2. H26.4.1以降の土地区画整理事業も対象。

<お問い合わせ先>

小松市建築住宅課
 TEL (0761) 24-8104
 FAX (0761) 23-6403